

別添資料 2 (新居浜市における申請等の手続について)

1. 新居浜市高圧ガス保安法施行規則 (以下「高圧法規則」という。)に係る手続

手続項目	手続概要	根拠条文
高圧ガス施設等の工事の報告	第一種製造者又は第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者は、法第 14 条又は第 19 条の規定による独立した製造設備、貯蔵設備又は容器置場の撤去の工事をするときは、高圧ガス施設等工事報告書 (第 19 号様式) により、あらかじめ市長に報告しなければならない。	高圧法規則 第 14 条関係
氏名等の変更の届出	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者又は容器検査所の登録を受けた者は、その氏名 (法人にあってはその名称又は代表者の氏名) 又は住所若しくは所在地に変更があったときは、氏名等の変更の届出書 (第 20 号様式) を、遅滞なく、市長に提出しなければならない。ただし、当該変更が法の規定による申請又は届出に係る事項である場合にあっては、この限りでない。	高圧法規則 第 15 条関係
許可申請等の取下げ	法の規定による許可、検査、認定又は登録若しくはその更新 (以下この条において「許可等」という。) に係る申請をした者は、当該許可等を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、許可申請等取下書 (第 21 号様式) を市長に提出しなければならない。	高圧法規則 第 16 条関係
申請書等の提出部数	法、高圧ガス保安法施行令、容器保安規則、冷凍保安規則、液化石油ガス保安規則、一般高圧ガス保安規則、コンビナート等保安規則及びこの規則に規定する申請書、届出書等の提出部数は、正本 1 部及び副本 1 部とする。	高圧法規則 第 17 条関係

※「法」とは、高圧ガス保安法

2. 新居浜市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「液石法規則」という。）に係る手続き

項目	手続き概要	根拠条文
充填設備の使用の休止の届出	省令第81条第1項ただし書の規定による届出は、充填設備使用休止届出書（第22号様式）により行わなければならない。	液石法規則第17条関係
許可申請等の取下げ	法の規定による許可、検査、認可、登録又は認定若しくはその更新（以下この条において「許可等」という。）に係る申請をした者は、当該許可等を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、許可申請等取下書（第23号様式）により、市長に提出しなければならない。	液石法規則第18条関係
申請書等の提出部数	法、政令、省令及びこの規則に規定する申請書、届出書等の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。	液石法規則第19条関係

※「法」とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

「政令」とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令

「省令」とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則